署名及び日付

確認番号 30001 2014 Comptroller of Income Tax 55 Newton Road Revenue House Singapore 307987 法人税申告書 Tel 1800-3568622 http://www.iras.gov.sg 法人の概要 日付 31/03/2014 記入してください。 この申告書の記入を終えるのに20分ほど時間を要します。 円滑に進めるために、次の資料を準備してください。 (i) 収支計算書 (ii) 納付税額算定書 (iii) 損益計算書の明細 前年度の企業の所得を申告するためにこの申告書を使ってください。 なお、記載を終えた申告書及び付表は2014年11月30日までに提出してください。 申告書及び付表は、下記の資料とともに提出してください。 ● 監査済/非監査収支計算書(会社法に基づき、監査対象外と認められた企業) 損益計算書の明細納付 税額算定書 重要事項:申告書の記載の前にご覧ください。 該当箇所に X を記載してください。 会社の会計監査人により、収支計算書が作成されている。 2 生産性向上・技術革新 経費控除スキーム("PIC制度")の適用を受けている。 注釈: シンガポールにおいて事業を営んでおり、2013年度における決算月において、現地従業員を3人(シンガポール国籍またはCPF対 象者であるシンガポール永住者で、ダイレクターである株主を除く)以上雇用し、PIC制度が指定する特定の活動に5,000\$以上投資を行 う場合には、IRASは自動的にPIC適格支出額を算定し支給する。ただし、2013年度から2015年度にかけて、3年間の合計額は15,000\$を 上限とする。 休眠会社 Ш 2013年度において休眠会社に該当する場合は、1 に"X"を記入してください。 2013年度において収入がなく、いかなる事業活動も行っていない。. 該当する場合には、2に "X"を記入してください。 2013年度において、いかなる投資活動も行っていない。(例: 不動産、定期預金、外国株式) \_\_\_\_\_\_ 非上場企業の免税-以下の項目を記入してください。 毎年の収入が、免除要件となる金額を下回っているか。 (はい=1 いいえ=2) 2 提出する収支計算書に"X"を記入してください。 監查済収支計算書 非監査収支計算書 新規設立会社少額免除制度-適用に当たっては、下記の項目を記載する必要があります。 新規設立会社少額免除制度の要件を満たすか。  $(idv = 1 \ v)v = 2$ 設立事業年度 申告書提出人の宣誓 この申告書は、前事業年度における所得に基づいて作成されており、漏れがなく、かつ、誤りがないことを誓います。

申告書に誤りがある場合には、罰則があります。

指定

雷話番号

For Office Use 1 301 2	2 AC 3 TC	4 RR	5 NS
------------------------	-----------	------	------

氏名

以					
1 シンガポールで受領する所得(所得控除前)  事業所得(過年度における未充当控除費用、並びに	<b>火車業年度において生 いち</b>	_	1 1*	1	S\$
1a 野来州時(週十度におりる木元ヨ左麻貞用、並びに 控除費用又は損失調整後の所得/欠損) - セクション		1a			
<b>1b</b> 利子、割引料 - セクション(1)(d)		1b			
SCHOOL NO LANGE AND LANGE		<del></del>		. <del></del>	
<b>1c</b> 受取配当金(REIT含む) - セクション 10(1)(e)(明細添付		1c		<u> </u>	
1d 賃貸料、プレミアム、その他資産から生じる所得-セ	?クション 10(1)(f)	1d			
<b>1e</b> ロイヤルティ - セクション 10(1)(f)		1e			
<b>1f</b> その他所得の性質を有する利得または利益 (1a~1eのいずれにも分類されない収入) - セクシ	ョン 10(1)(g)	1f			
2 シンガポールから生ずるまたは稼得する所得(所得控除前)	)				
(国外源泉所得のうち、非課税所得を除く。) 所得の種類	国名				S\$
	(添付資料 1A 参照)	$\overline{}$		1	
		2a			
2b		2b			
2c		2c			
		Н		<u> </u>	
2d		2d			
		2e			
3 1a~2eの合計		3	*		
 4 引き継いだ欠損金		4		<del></del>	
 5 当事業年度における税務上の減価償却費/欠損金の繰戻還/	---------- 付	ऱ.			
(直近年度の課税所得に対し、当事業年度に税務上の減価償却費や欠損 直近年度における納付税額を再度算定の上、提出してください。)		す。ま	た、繰戻	還付制度を	選択した場合、その取消はできませ
					S\$
5a 当事業年度における税務上の減価償却費/欠損金の繰	戻還付	5a			
事前に税務上の減価償却費/欠損金の繰戻還付制度のいるか。	選択届出書を提出して	5b			(はい = 1 いいえ = 2)
当事業年度及び直近事業年度の対象期間において、法 更はあるか。	去人の主たる活動に変	5c			(はい=1 いいえ=2)
5d 判定基準日における法人の実質株主に変動があるか。		5d			(はい = 1 いいえ = 2)
 6 研究開発費に関する課税控除					
6a 当事業年度において充当した研究開発費に関する課利	兑控除	6a			
6b 課税控除の対象となる研究開発費 6b		_			

<sup>\*</sup> 金額がマイナスとなる場合(例. 純損失)、"X" を記載する。

7 掲	投資控除	S\$
	a 未控除の投資控除額	7a
	当事業年度に生じた投資控除額	7b
	c 充当した投資控除額	7c
	d 繰越未控除の投資控除額	7d
8 郡	<b>果税所得 (控除前)</b> (8ページの注釈参照)	8 (マイナスとなる場合には、"0" を記載してください。)
9 被	被合併法人の欠損金等	9
	グループ・リリーフ制度による損益通算後の課税所得 (控除前) (8 - 8ページの注釈参照)	9)
11 公	空欄 10に記載された課税所得のうち、17%以外の税率で課せられる所 分類コード 税率 (%) (添付資料 1B 参照)	<b>得</b> 課税所得の金額( <b>S\$</b> )
1	11a	11a
1	11b	11b
	 兇額控除	
;	a 二重課税を排除するための税額控除- 標準税率	12a
	b 二重課税を排除するための税額控除- 軽減税率	12b
	c 片務的外国税額控除	12c
(	d 外国税額控除	12d
	e マレーシアのパイオニア・インセンティブ	12e
13 海		<b>S\$</b> (セント単位含む)
	a 利子/ REITからの配当により生じる源泉税	13a
	b 上記以外の事由により生じる源泉税	13b
 14 戈		<b>S\$</b> (セント単位含む)
	a 調整前の支払税額/還付税額	14a   *
Γ	セクション 92(1) 及び92(2)に基づく減税額 (売上割戻しを含まない)	14b
	c 調整後の支払税額/還付税額	14c   *
*		

15 当事業年度における非課税所得/欠損

減価償却費及び寄附金等控除後の調整後非課税	前组/炉铝
	別待/火損

		(添	分類コード <b>付資料 1B 参照</b> )				非課税所得/損失額 (S\$)
		15a				15a	
		15b				15b	
VII	未控除減価償却費/過	 年 <b>度</b> 欠損金	 c/未控除寄附金			(1)	はい=1 いいえ=2)
	16 パートVIにおいて、 附金を有しているか (「はい」である場合に	<b>'?</b>		控除減価償却費/過年	度欠損金/未控除寄	16	Ц
	16a 当事業年度の対象期	月間において	て、法人の主たる活	動に変更はあるか?		16a	
	16b 判定基準日における	る法人の実質	質株主に変動がある	か?		16b	
	17 セクション 23(5) 又 るか? (16b が "はい"である均			咸価償却費/過年度欠	z損金/未控除寄附金があ	17	
				1	軽減税率 (S\$)		標準税率 (S\$)
	18 未控除減価償却費		18			18	
	19 当事業年度に生じた	と減価償却費	19	*		19	*
	20 繰越未控除減価償却	<b>『</b> 費	20			20	
	21 過年度欠損金		21			21	
	22 繰越過年度欠損金		22			22	
	23 未控除寄附金		23			23	
	24 繰越未控除寄附金		24	L		24	
VIII 25	その他 これまでに記載していな (修正後の税額算定書を打		<b></b> 身があるか	<b>はい = 1 いいえ = 2)</b>	"はい"である場合	合には、詳細記入	金額(S\$)
26	課税対象外収入があるカ (不動産の譲渡含む)	<b>)</b>					
27	非事業用資産に係る費用 (1a~2eまでの項目含む)						
28	繰延費用						

<sup>\*</sup> 金額がマイナスとなる場合、"X" を記載する。

IX	減価償却費 / 産業用建物 /土地集約化に関する税務上の減価償却費		
		•	S\$
29	産業用建物等として認められる新たな資産の取得費用	제나 C	
29a	建物等の改修のための資本的支出または土地集約化に関する税務上の減価償却費として記れる費用	ぶめら	
X	セクション14Qに定める控除		
	[セクション 14Qに定める建物の改修のための資本的支出("R&Rコスト")に係る控除を適用する場合に 適格R&Rの支出額(支出年度から3年間ごとに300千S\$を上限とする)	こは、記入してくださ	い。] S\$
30	週間K&Kジス川個(ス山牛皮がう3中間とこに300+3%と上版とする)		
30a	当事業年度を含め、支出年度から3年間ごとの上限額300千S\$を超えているか?		(はい = 1 いいえ = 2)
30b	当事業年度においてR&Rコストに係る事業が継続されていないか?		(はい = 1 いいえ = 2)
=			
XI 31	所得税法セクション45/ 45A/ 45B/ 45B/ 45F/ 45GA/ 45Hに規定された、源泉税が免除され 住者に対する支払済みの金額(若しくは支払う予定の金額)はあるか? (例. 二重課税回避の条約,所得税法,経済拡大奨励法等)	れない非居	(はい = 1 いいえ = 2)
31a	「はい」である場合、源泉税の支払いに応じましたか?		(はい = 1 いいえ = 2)
31b	源泉税の支払いに応じなかった場合には、その理由を記載してください。		
XII	監査済/非監査収支計算書に基づく金額の記載をお願いします。なお、該当しない	<b>^場合には、"0</b> "を	記入してください。
			S\$
	32 総収入	32	
	33 売上原価	13	
	34 売上総利益/売上総損失	*	
	35 棚卸資産	35	
	36 販売費及び一般管理費 (37 及び 38に記載された金額を除く)	36	
	37 役員報酬	37	
	38 本社費	88	
	39 未収金	39	
	40 売掛金	10	
	41 買掛金	11	
	42 税引前利益/損失	12	
<b>-</b>	43 合計 (32~42の合計)	3     *	

<sup>\*</sup> 金額がマイナスとなる場合(例:売上総損失/純損失)、 "X" を記載する。

この申告書の記載を終えるのに10分ほど時間を要します。

**FORM IRIN 301** 

円滑な記載を行うため、次の資料をお手元に準備してください。 (i) 収支計算書 (ii) 納付税額の算定書類 (iii) 損益計算書の明細

## 2014年に関する評価

## FORM CのPART VI からXIIに関する追加情報

この申告書はForm Cに基づいて作成されています。

		重要事項:記載を始める前に、注釈を確認してください。			
1 納税	<b>皆番号</b>				
2 会社4	名:				
Α	所得控除				S\$
1	医療費 (治療に	こ要した額) - セクション <b>14(5)</b>		1	
2		く人件費 (例. 給与、有給、コミッション、賞与、謝礼、各種手当、 CPF:現物給与 医療費の代わりに支給した現金)	Ŧ.	2	
3	研究開発費控制	除- セクション 14D		3	
4	研究開発費強何	化控除 - セクション 14DA(1)		4	
5	研究開発費拡大	大控除 - セクション14E		5	
6	引当金繰入額	- セクション 141		6	
7	資産の評価損			7	
8	海外の人材に	関する採用費用、転居費用 - セクション1 <b>4L</b>		8	
9	ホテルの改修	費用- セクション <b>14M</b>		9	
10	AGI準備金積立	立額- セクション 140		10	
11	事務所用オフ	ィスの改装費用 - セクション <b>14Q</b>		11	
12	M&Aの優遇税	制に基づく控除 - セクション <b>37</b> L		12	
В	 当事業年度に	 こおける滅価償却			
a.	産業用建物に	係る減価償却			S\$
13	産業用建物に何	係る減価償却の合計額 (取得時償却 + 年次償却 + 差額償却 - 差額賦課)	13	*	
b.	土地集約化に	関する減価償却			
14	土地集約化に	関する減価償却(取得時償却)	14		
15	土地集約化に	関する減価償却 (年次償却)	15		
c.	減価償却				0.0
	セクション				S\$
16	19 及び 19A(2	2B)	16	*	
17	19A(1), 19A(1)	IB) 及び 19A(2B)	17	*	
18	19A(2), 19A(2	2B), 19A(3), 19A(4) 及び 19A(10A)	18	*	
19	19B		19	*	
* 金額	がマイナスとなる				

FORM IRIN 301

С	シンガポ	ールで受領する外国所得に	ニ基づき支払われ	た外国税額	ĺ					
		所得の種類		国名					金額 S\$ & cts	
	20a						20a			
[	20b						20b			
[	20c						20c			
[	20d						20d			
[	20e						20e			
[	20f						20f			
D	 シンガポ	 ールで受領する外国子会社	上配当金、支店利	  益、サービ		 の控除額				
	~~/!! -		In the state of th				2 Jer Ti Dail de drain		国内源泉所得	海外の法律に基づき
	所得の	)種類 国名	標準税	率 (%)		ンンガス	ペールで受領したな S\$		(はい = 1 いいえ = 2)	免税とされる所得* (はい= 1 いいえ = 2)
Г			ı		ſ	ı		1	1.1	1 1
[	21a		1							
	21b									
	21c									
	*「国内源	泉所得」の項目に"2"が記入されが	と場合は、記載する							
Е	PICスキー	ート							a	
					(政府	費用約 受払われた 現金化された	:補助金を相殺し、		強化打 (シンガポール 指定R&D費用の3009	で行われた
						;	S\$		S	3
		PIC で定めるIT及び設備 - セクション19A(2B), 14T		22						
[	23a 1	WDA又はITEによって認定をst 社内研修 - セクション14R	受けていない	23a						
[	23h	社外研修及び認定を受けた社 - セクション 14R	为研修	23b						
		無形資産の権取取得及び共同 - セクション 19B(1B)	開発	24						
[		特許権、商標権、意匠権等 - セクション14A		25						
		研究開発活動 - セクション <b>14D</b> , <b>14DA</b>		26						
		認可を受けたデザイン - セクション 14S		27						
F	セクショ	 ン <b>13Z</b> に定める他社 <del>普通</del> 材	ま式の譲渡所得に	係る控除					S\$	
ſ	28	特定要件を満たす普通株式の	譲渡に係る所得					28	51	· 
L	1	1976女日 61岡/5ヶ日畑(小八の)	MIX1-1/N.0171日					20		